

仕様書

1. 業務名

千代田義務教育学校スクールバス運行業務委託

2. 委託期間

契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで

3. 運行期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

4. 委託業務の基本方針

- (1) 児童の登下校時における送迎業務を安全かつ確実に行うこと。
- (2) 車両の運行にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- (3) 運転手以外に運行責任者を配置し、緊急時に適切かつ迅速に責任をもって対応するとともに、教育委員会及び当該学校との連携を行うこと。また、緊急時の対応マニュアル及び緊急連絡網を整備し、提出すること。
- (4) 運行前後には、運転管理者等が対面で、運転手の健康状態の確認及びアルコール検査を実施すること。
- (5) 安全対策に万全を期するとともに、細心の注意を払い、誠意を持って円滑に業務を遂行すること。
- (6) 教育委員会で定める「かすみがうら市スクールバス運行マニュアル」及び「かすみがうら市スクールバス乗降等確認手順」を遵守すること。

5. 運行内容

(1) 車両

- ・受託者が用意するものとする。
- ・初年度登録から15年程度までの中型バスを5台
- ・バスの座席数は、中型バス37席程度（補助席及び運転席除く。）
- ・送迎時のバスには、当該バスが千代田義務教育学校スクールバスであることや運行コースを示すマグネット等の看板をそれぞれ設置すること。大きさ等については、学校教育課と協議すること。
- ・12月～3月の期間は、冬用タイヤを装着すること。

(2) 運転手

1 車両に 1 名配置する。

(3) 年間稼働日数

おおよそ 209 日程度（学校の行事等により前後する場合がある。）

平日の運行 約 200 日

（朝 1 便、夕 1 便）又は（朝 1 便、昼 1 便）

長期休業期間の運行 約 6 日

（朝 1 便、夕 1 便）又は（朝 1 便、昼 1 便）

土曜日、日曜日、祝日の運行 約 3 日

（朝 1 便、夕 1 便）又は（朝 1 便、昼 1 便）

(4) 運行台数

中型バス 5 台。5 ルートを各 1 台で運行

(5) 1 日の運行回数（1 便あたり）

1 便あたりの運行回数は次のとおり。

通常の運行（朝 1 便、夕 1 便）

朝：1 回（7 時 15 分頃最初の停留所を出発）

夕：1 回（16 時頃学校を出発）

半日の運行（朝 1 便、昼 1 便）

朝：1 回（7 時 15 分頃最初の停留所を出発）

昼：1 回（12 時頃学校を出発）

- (6) 緊急の事態や天候等により、1 日の運行計画に変更が生じる可能性があることから、対応できる体制を整えておくこと。なお、本業務の遂行にあたり、登校時のスクールバス運行後に一旦車庫等へ戻ること。

(7) 運行ルート

運行ルートは次のとおり。参考として令和 8 年度の運行ルートを参照すること。

なお、利用者の増減等により令和 8 年度の運行ルートからの変更や道路の交通状況等により距離、時間変動する場合がある。

軽微なルート変更については、本契約の範囲内で対応することとし、運行距離等に大幅な変更が発生する場合は、教育委員会と協議し、対応方針を決定するものとする。

【平日の運行】

A ルート（中型バス）

市川・西野寺 方面

運行距離（片道）	約 8 km
所要時間	約 30 分

D ルート（中型バス）

中佐谷・上稲吉 方面

運行距離（片道）	約 9 km
所要時間	約 40 分

E ルート（中型バス）

上稲吉・下佐谷 方面

運行距離（片道）	約 6 km
所要時間	約 30 分

F ルート（中型バス）

上志筑・上佐谷 方面

運行距離（片道）	約 8 km
所要時間	約 30 分

H ルート（中型バス）

中志筑・市川・高倉 方面

運行距離（片道）	約 8 km
所要時間	約 30 分

（８）臨時運行等

登校日における学校の行事等により、通常の運行以外に変更が生じた際は、登下校に影響のない範囲内で運行できるものとする。

（９）児童乗降時の安全確認

- ①乗降時の安全確認に関しては、「かすみがうら市スクールバス乗降等確認手順」を遵守すること。
- ②帰庫時には、運転手及び運転管理者等が２名以上でバスへの児童の置き去りがないか確認すること。
- ③児童の乗降口を録画可能な車内カメラを設置し、事故、トラブル時等に確認を行える体制を整えること。
- ④設置する車内カメラは受託者が用意するものとする。なお、車内カメラは次の要件を満たすこと。

《車内カメラの要件》

- ・データは SD カード等への保存とし、クラウド環境への保存はしないこと。
- ・録画は映像のみ可能とするものか、音声録音のオフ機能が設定できるものとする。
- ・映像保存期間は、直近 14 日間以上のバスの乗降確認ができること。

6. 業務に関する特記事項

（１）受託の要件

一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていること。

令和 7 年 9 月 26 日付け公示「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」（以下「公示」という。）を遵守すること。なお、公示の別紙 1 で定める

運賃・料金の下限額を下回る 又は 公示の別紙 2 で定める運賃・料金の適用方法に合致する以外で、「運賃及び料金設定（変更）届出書」を国土交通大臣に届出している場合は、変更届出の額、適用方法の範囲とする。

（２）運行の台数・経路・時間の決定

適時、当該学校及び教育委員会等と協議調整を行い、利用希望者の状況に合わせて運行の台数・経路・時間を調整するものとする。

（３）停留所の設置個所調査

適時、当該学校及び教育委員会より提示された停留箇所で、児童の乗り降りの安全が確保され、一般車両等の通行の妨げにならないかを調査すること。

（４）便数及び目的地の変更

学校行事等への参加に伴い、土日祝祭日の運行、運行時間や便数の変更及び当該学校以外の市内施設を目的地とする場合は、柔軟に対応すること。

（５）必要な届出等

運行に必要な届出等、必要な手続きは受託者が行うものとする。

（６）業務の報告

運行月の翌月 5 日までに運行業務報告書を教育委員会に提出すること。

（７）車両の管理

- ・車両は、すべて受託者の責任において保管および管理すること。
- ・日常点検を実施すること。
- ・登校及び下校後は車内の確認も含め、清掃を行うとともに、感染症対策に留意すること。
- ・車内は、いかなる場合も禁煙とすること。

（８）試運行の実施

受託者は、スクールバスの運行を開始するにあたり、運行開始までに必要に応じて試運行を行うものとする。実施の内容については、教育委員会と協議の上決定する。

（９）損害の賠償

受託者は、委託業務中に受託者の責めに帰すべき事由により、委託者及び第三者に損害を与えたときは、受託者の責めに帰すべき範囲において、その損害を賠償しなければならない。

（１０）任意保険の加入

受託者は、事項を履行するため、管理自動車等について受託者を契約者とする自動車保険（任意保険）に加入しなければならない。補償額は、搭乗者無制限、対人無制限、対物 1,000 万円以上とする。

（１１）守秘義務

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密及び個人情報を他人に漏らしてはならない。なお、契約期間満了後においても、同様とする。

(12) 運転手の健康管理等

受託者は、道路運送法その他関係法令を遵守し、運転手について必要な健康管理を行うとともに、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運行を行うことができないおそれがある者を乗務させてはならない。

受託者は、旅客自動車運送事業運輸規則第24条に基づく点呼を適切に実施し、運転者の酒気帯びの有無及び疾病、疲労、睡眠不足その他安全な運転に支障を及ぼすおそれの有無を確認しなければならない。

市は、安全確保のため必要があると認めるときは、受託者に対し、運転者の健康管理及び点呼等の実施状況について報告を求め、又は関係資料の提示を求めることができる。

7. こども安全確保に関する特記事項

本委託業務の遂行にあたり、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）の趣旨に則り、スクールバスを安心して利用できる環境を確保するため、以下の事項について実施することとする。

(1) 犯罪事実確認への協力義務

運行に従事する運転手について、こども性暴力防止法に基づき、市が性犯罪前科の有無を確認する手続きを実施するため、受託者は、対象となる運転手に対して本制度の趣旨を説明し、犯罪事実確認への同意書の提出等、必要な手続きがスムーズに進むよう全面的に協力すること。

(2) 性暴力防止に関する研修の受講

児童等の安全を確保するため、スクールバスの運行に従事する運転手は、業務開始前に市が指定する性暴力防止に関する研修（研修動画の視聴等）を受講すること。受託者は、対象運転手全員が受講を完了したことを確認し、市へ報告すること。

(3) 児童等との接触防止措置

市がこども性暴力防止法に基づき、特定の運転手について児童等と接する業務に従事させない「防止措置」を講じる必要があると判断した場合、受託者は市の指示に従い、直ちに児童等と接触しないような措置（勤務体制の変更、適切な同乗者の配置等）を講じること。

(4) 速やかな人員（運転手）の交代

市から「安全確保上の配置制限」等の必要性に基づき、特定の運転手の交代を求められた場合、受託者は具体的な理由の有無にかかわらずこれを受け入れ、速やかに他の運転手への交代を手配すること。この際、具体的な犯罪歴等のプライバシーに関する情報をお互いに詮索又は第三者へ提供しないよう、情報の管理には万全を期すこと。

8. 委託料

(1) 費用負担

受託者が負担する費用区分は、次のとおりとする。

区分	主な内容
車両	スクールバス
試運行	運行開始までに実施する試運行に係る費用
人件費	給与、各種福利厚生費等
燃料費	車両の運行に係る燃料代
消耗品	タイヤ(ノーマル、スタッドレス)、車両内外の清掃用品、事務用消耗品等
車両装備品	サイドカメラ(車両左側)、車内カメラ
車両整備費	法定点検費、車両修繕費、タイヤ交換費、重量税、自賠責保険料
任意保険料	搭乗者無制限、対人無制限、対物1,000万円以上

(2) 支払い

委託料は、月末締め請求による毎月払いとする。

(3) 契約金額の変更

委託者は、乗車を希望する児童の取りまとめを行う。それにより、運行回数の大幅な変更及び運行車両の増減が生じた場合は、双方協議の上、契約金額の変更を行う。

また、委託期間内に急激な物価等の変化が生じた場合や消費税法の改正があった場合など、契約金額が著しく不相当となったときは、委託者又は受託者の申し出により、契約金額の変更を求めることができる。

(4) 臨時運行時の運行料

登校日における学校行事等の臨時運行に関しての運行料は、協議により別に定める。

9. 留意事項

- (1) 車両の故障等、受託者の責めに帰する事由によって送迎業務を中止し、または中断したときは、受託者は速やかに代替輸送の方策を講じる等、本業務に支障をきたすことのないようにする。この場合の費用は、受託者が負担するものとする。ただし、その他やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

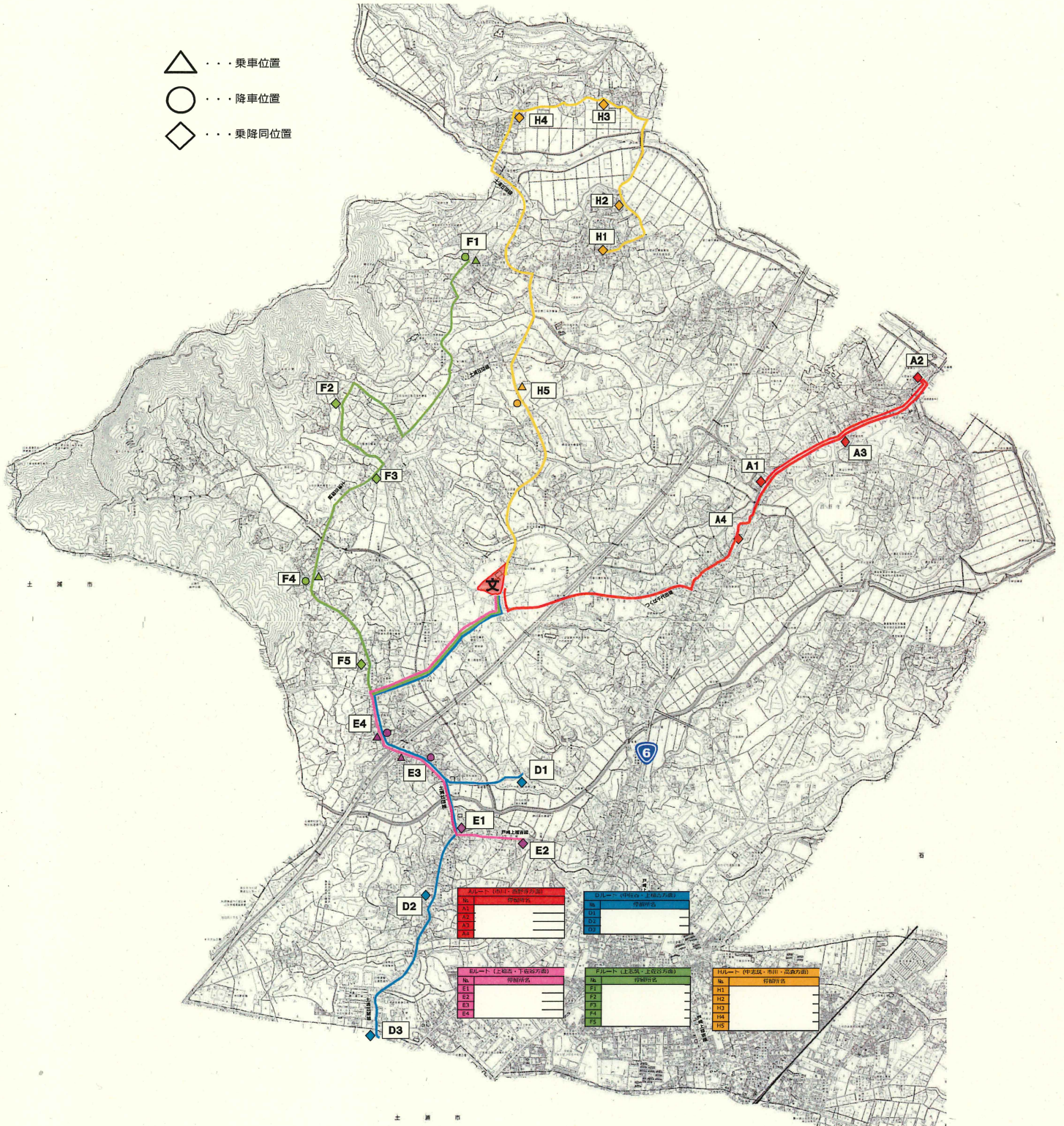
なお、上記事態及び運行中の事故等に備え、受託者は当該学校及び教育委員会への連絡方法等について予め協議しておくこととする。

- (2) 契約期間満了の際には、次期受注者が円滑かつ支障なく、本業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うこと。

- (3) 本仕様書に定めのない事項については、協議により別に定める。

R8千代田義務教育学校スクールバス運行ルート

- △・・・乗車位置
- ・・・降車位置
- ◇・・・乗降同位置



Aルート (A1, A2, A3, A4)	
No.	乗降位置
1	
2	
3	
4	

Hルート (H1, H2, H3, H4)	
No.	乗降位置
1	
2	
3	
4	

Fルート (F1, F2, F3, F4, F5)	
No.	乗降位置
1	
2	
3	
4	
5	

Dルート (D1, D2, D3)	
No.	乗降位置
1	
2	
3	

Eルート (E1, E2, E3, E4)	
No.	乗降位置
1	
2	
3	
4	

Bルート (B1, B2, B3, B4, B5)	
No.	乗降位置
1	
2	
3	
4	
5	